

自転車用ヘルメット置場用ロッカー使用約款

自転車用ヘルメット置場用ロッカー（以下「ロッカー」という。）は、当該駐輪場の利用者が自転車用ヘルメットを一時保管するために御使用いただくものです。この約款にしたがって御使用ください。

1 取扱時間

午前 6 時から翌日の午前 1 時まで。

2 使用料金

ロッカーの使用料金は、無料です。

3 使用期間

ロッカーの使用は当日限りとします。管理者は、使用されているロッカー内の収容品の保管の責めを負わないものとします。

4 収容品の保管

収容品は、使用者の責任で保管してください。

5 使用期間経過後の措置

使用期間を経過したときは、管理者は、収容品を所定の場所に移し、収容品を移動した日から起算して 30 日間拾得物として保管します。収容品の移動の際に収容品の実情に応じて、開披等を行うことがあります。

上記保管期間中に収容品のお引き取りを希望する場合には、南京錠の鍵やヘルメットの色や形等を確認し、合致した場合は収容品をお引渡しいたします。

6 お引取りのない場合等の処置

前項に定める保管期間が経過してもお引取りのない場合、管理者が収容品を処分します。

7 緊急時等の対応

緊急時等の場合、管理者又は管理者が委託した管理会社は、収容品の点検の実施及び移動を行うことができるものとします。

8 収容できるもの

自転車用ヘルメット

9 収容できないものを収容した場合等の処置

- ① ロッカーに収容されている収容品が、自転車用ヘルメット以外のものである場合には、管理者は、開扉の上、その実情に応じて、管理者が開披、保管、廃棄その他適当な処置をすることがあります。使用期間経過後の保管中の収容品についても、また、同様とします。
- ② 管理者が必要と認めたときは、収容品の点検、移動等に第三者が立ち会うことがあります。

10 ロッカー使用者の賠償責任

使用者がロッカーを破損し、若しくは汚損した場合又は他のロッカーの収容品に損害を与えた場合は、使用者に賠償をしていただきます。

11 免責事項

次のいずれかに該当し、収容品の滅失、毀損等の損害が生じたときは、管理者はその賠償の責任を負わないものとします。

- ① 鍵の紛失、盗用による場合
- ② 天災地変等の不可抗力による場合
- ③ 使用者のロッカーの誤施錠又は誤使用による場合
- ④ 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- ⑤ 自転車用ヘルメット以外のものが収容されている場合
- ⑥ その他管理者の責めに帰さない場合

12 鍵の保管及び紛失時の対応

- ① ロッカーは、使用者が自ら施錠を行い、ロッカーの鍵は使用者が責任をもって保管してください。
- ② ロッカーの鍵を紛失した場合は、速やかに管理者へ届け出てください。
- ③ 鍵を紛失したロッカーの収容品のお引き取りを希望する場合には、所定身分証明書等を確認させていただいた上で、収容品をお引渡しいたします。
- ④ 鍵の紛失によりロッカーの鍵の交換が必要となりますので交換代金をお支払いいただきます。なお、交換代金の支払後に紛失した鍵をお持ちいただいたとしても交換代金は返却できかねます

以 上